## 2023年度 保険事例研究会＜東京＞予定表（未定稿）

| NO. | 開催日・報告者・使用判例 | テーマおよびその概要 |
|---|---|---|
| 1 | 2023年５月10日<br>虎門中央法律事務所<br>弁護士　　林田　健太郎　氏<br><br>広島高裁令和4年2月25日決定（令４（ラ）３号）<br>文献番号2022WLJPCA02256014<br>広島家裁令和3年12月17日審判（令３（家）893号）<br>文献番号2021WLJPCA12176014 | ＜生命保険金が特別受益と認められなかった事例＞<br>被相続人の相続開始時の遺産の評価額約772万円、遺産分割の対象財産の評価額約459万円の、それぞれ、約2.7倍、約4.6倍にあたる2100万円の生命保険金が特別受益にあたるか否かについて、本件生命保険契約が一般的な生命保険金の額と比較してさほど高額とはいえないこと、被相続人（被保険者）と受取人である妻が、婚姻期間20年、婚姻期間を含めた同居期間30年の夫婦であったこと、その間一貫して専業主婦であったことからすると、妻の生活を保障する趣旨のものであったと認められ、特別受益を主張する側の相続人が、被相続人と長年別居し生計を別にする被相続人の母親であるなどの事情を考慮して、民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しい不公平があるとは認められないとした事例 |
| 2 | 2023年６月７日<br>新潟大学<br>教授　　梅津　昭彦　氏<br><br>東京高裁令和4年8月3日判決（令３（ネ）1701号）<br>文献番号2022WLJPCA08036001<br>東京地裁令和3年3月29日判決（令元（ワ）15289号）<br>文献番号2021WLJPCA03298007 | ＜変更後の受取人の実在性、特定性＞<br>保険契約者兼被保険者が保険金受取人を「甲山C」に変更する手続を行った後に死亡し、「C」として振舞った人物は存在したが、被保険者が結婚していることを装うために被保険者に協力したものにすぎず、「甲山C」が実在の人物ではなく架空人と考えられ、受取人変更は無効とした原審に対して、控訴審において、原判決は適式な判決の言い渡しがされず民訴法306条により取消を免れないとしつつ差し戻す必要はないとして、被保険者が兄の叙勲祝いの席に同行させ、母（変更前の受取人で原告）とともに写真撮影を行っている「C」と名乗る女性に変更する旨の手続きであったとし、「C」を名乗る人物が特定されるに至っていないが、そのことは認定説示を左右しないとして、変更前の受取人の請求を棄却した事例<br>（Westlaw Japanでの匿名化にあたり、控訴審判決の「C」にあたる者が原審判決では「B」と表記されている。） |
| 3 | 2023年７月５日<br>岩手大学<br>教授　　深澤　泰弘　氏<br><br>東京地裁令和3年11月26日判決（令３（ワ）7248号）<br>文献番号2021WLJPCA11268027 | ＜精神病による入院の支払事由該当性＞<br>抑うつ状態において常に医師の管理下において治療に専念する絶対的な必要があるのは、⑴著しい抑うつ状態による自殺企図又は切迫した希死念慮、⑵極度の意欲低下、思考障害や緊張状態による食思不振、⑶被刺激性の亢進による他害のリスクが想定されるとし、精神科において入院しなければできない治療は、⑴一般的な治療による改善が乏しい場合に施行される電気けいれん療法、⑵一般的な薬物治療による改善が乏しい場合に用いられる抗精神病薬クロザピンの導入期、⑶著しい食思不振時の経管栄養療法、⑷自殺念慮・被刺激性の亢進が著しい場合の環境調整等に限られるとし、2回の双極性障害による入院の支払事由該当性を認めず、障害等級2級16号に該当する裁定を受けているとしても、障害等級2級に定める「日常生活が著しい制限を受けるものである」ことによる判断ではなく、自宅での治療の困難性、医師の管理下で治療に専念することの必要性の観点によるものであるとして、支払事由該当性を否定した事例 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 2023年９月６日<br>永沢総合法律事務所<br>弁護士　　前田　修志　氏<br><br>東京地裁令和元年12月25日<br>（平28（ワ）28986号）<br>文献番号2019WLJPCA12258022 | ＜不慮の事故の存否、一連の事故の一体性＞<br>被保険者が自宅階段（下から1段目）から転倒、落下し、臀部を床に打ち付けた事故（本件事故１）、本件事故１に先立ち２回転倒したことと本件事故１の転倒が一連のものであり、１個の事故ととらえた事故（本件事故２）に基づき、障害給付金の支払いを求め、保険料払込免除事由にあたることから払い込んだ保険料の不当利得返還を求めるとともに、払込免除を受けていることの確認を求め、会社契約である別契約についても、保険料払込免除事由に該当することから払い込んだ保険料の不当利得返還を会社が求めたところ、本件事故１については事故の存在を伺わせる客観的な証拠は一切なく、本件事故２が各転倒と本件事故１の間隔や転倒の態様、転倒に至る経緯が異なることから一連のものととらえることはできず不慮の事故には当たらないとし、不当利得返還請求権の存否とは別に払込免除の確認をしなければならない現在の危険が生じているとは認められないとして確認の訴えはその利益を欠くとした事例 |
| 5 | 2023年10月４日<br>高岡法科大学<br>専任講師　　王　学士　氏<br><br>東京地裁令和3年9月28日<br>（令和元年（ワ）第12239号）<br>文献番号25601136 | ＜受取人変更の意思表示の成否＞<br>アルコール依存症等の症状で入退院を繰り返していた保険契約者兼被保険者が、緊急搬送先の病院（脳神経外科）に入院中に保険金受取人を子ら（離婚した妻と同居している）から自らの実母に変更して死亡したが、子らが変更手続きは保険契約者の意思に基づくものではないと主張したところ、保険契約者の肝機能数値、酸素マスク装着、発話の明瞭度が低く、傾眠傾向など、病状が相応に悪かったこと、日常生活面でも意識障害のため全介助等とされていたことから、保険契約者から受取人変更の話を的確に理解して意思表示ができたか疑問であるとし、営業職員の面談場所の記載に書き間違いや記憶間違いが起こるとは思えない間違いがあることから、受取人変更の意思表示はなかったとした事例 |
| 6 | 2023年11月１日<br>住友生命コンプライアンス統括部法務室<br>副長　　坂口　亨　氏<br><br>東京高裁平成30年12月20日判決（平成30年（ネ）第4061号）<br>東京地裁平成30年8月3日判決（平成29年（ワ）第19487号） | ＜解約手続きへの民法478条の類推適用の可否＞<br>保険契約の解約請求書が保険契約者本人の意思に基づいて作成されたかについて、解約請求書の印影は契約者の実印によるものであり、民事訴訟法228条4項によって真正に成立したものと事実上推定されるとしつつ、同居していた当時の保険契約者の妻が容易に持ち出して使用できる状態にあったこと、解約手続きに先だって保険者に対して配偶者による代筆の可否の照会がなされたこと、同時期に妻が保険契約者のクレジットカードを無断で使用したこと、解約請求書の日中連絡先として妻の携帯電話の番号が記載されていたことなどから、妻が無断で手続きを行ったものと認めながらも、保険者が当該解約請求を受けて解約手続きを行ったこと、解約返戻金を支払ったことは、債権の準占有者に対する弁済として有効とした事例 |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | 2023年12月６日<br>日本大学<br>教授　　福田　弥夫　氏<br><br>東京高裁平成27年6月16日判決（平成26年（ネ）第6404号,平成27年（ネ）第938号）<br>静岡地裁浜松支部平成26年11月12日判決（平成26年（ワ）第127号） | ＜保険契約締結の有効性＞<br>原契約から２度の転換によって締結された保険契約について、原契約締結時に未成年であり、転換時にはすでに成人していた保険契約者兼被保険者であった原告が、そのすべての保険契約の無効を主張し、保険料全額を不当利得として返還請求したところ、原契約については未成年者の親権者が締結したものであって有効であるが、転換契約時には原告に面談して契約の締結を行っていないことから無効（当事者に争いがない）とし、原契約が継続しているとして転換後契約の返還すべき保険料と原契約の保険料を相殺して返還することを認めた事例 |
| 8 | 2024年１月10日<br>専修大学<br>教授　　遠山　聡　氏<br><br>東京地裁令和4年3月28日判決（令２（ワ）22900号）<br>文献番号2022WLJPCA03288011 | ＜がん入院の支払事由該当性＞<br>肺腺がんと診断され、肺葉を切除する手術を受けた被保険者の予後が短いと考えられたため緩和ケア病棟の待機入院をしていたが、医師の想定外にがん抑制効果が遷延し、予後が予測不能の状態となり、当面は自宅での通常の生活は可能と考えられていたのに、継続入院を希望し、別の病院に患者の希望で行った入院は、がんの治療を直接の目的としたものといえず、がんの進行を遅らせ、がんの進行に伴う苦痛を予防し和らげることを直接の原因と目的としたものとはいえないから、入院給付金の支払事由があるとはいえないとした事例 |
| 9 | 2024年２月７日<br>ジブラルタ生命<br>報告者未定<br><br>東京地裁令和4年4月15日判決（令２（ワ）28304号）<br>文献番号2022WLJPCA04156005 | ＜先進医療特約の重複多数加入による重大事由解除＞<br>医療費保険契約に先進医療費保障特約を付した保険契約を締結した保険契約者兼被保険者が、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けて、他に同様の特約を付した5社から合計662万5000円の先進医療給付金（一時金）を受取っていたがたが、この状況は、先進医療費保障特約の趣旨に明らかに反し、ひいては損害の補償を大きく超える利得を原告にもたらすものとして保険制度の目的に反すると評価し、重大事由による解除事由に該当するとした事例 |

**2023年度 保険事例研究会＜大阪＞予定表（未定稿）**

| NO. | 開催日・報告者・使用判例 | テーマおよびその概要 |
|---|---|---|
| 1 | 2023年５月12日<br>弁護士法人三宅法律事務所<br>弁護士　　植村　一晴　氏<br><br>福岡高裁令和2年8月27日判決（令2（ネ）143号）<br>文献番号2020WLJPCA08276009<br>福岡地裁令和2年1月16日判決（平31（ワ）944号）<br>文献番号2020WLJPCA01166019 | ＜被保険者の重過失＞<br>12月の午前５時ころという夜間と同様の空の明るさの時間帯に、黒いコートを着用し、「へべれけ」ではないが飲酒をしていた被保険者が、片側２車線の県道の中央分離帯付近を歩行していたか佇立していたと推測される状況において、走行中の自動車に衝突され治療のために入院・手術を受けたが、原審が、そうした被保険者の行動はわずかな注意さえすればたやすく有害違法な結果を予見することができた場合であるとして、被保険者の重過失を認めたのに対し、控訴審は、重過失を基礎づけるに足りる被保険者の行為は、保険事故の発生の認識又は認容があれば故意に保険事故を招致したといえるようなものである必要があるというべきとして、被保険者の行動に過失があったことは否定できないとしても被保険者の重過失とは認めなかった事例 |
| 2 | 2023年６月９日<br>大阪産業大学<br>教授　　山本　到　氏<br><br>東京地裁令和4年4月15日判決（令2（ワ）28304号）<br>文献番号2022WLJPCA04156005 | ＜先進医療特約の重複多数加入による重大事由解除＞<br>医療費保険契約に先進医療費保障特約を付した保険契約を締結した保険契約者兼被保険者が、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けて、他に同様の特約を付した5社から合計662万5000円の先進医療給付金（一時金）を受取っていたがたが、この状況は、先進医療費保障特約の趣旨に明らかに反し、ひいては損害の補償を大きく超える利得を原告にもたらすものとして保険制度の目的に反すると評価し、重大事由による解除事由に該当するとした事例 |
| 3 | 2023年７月14日<br>京都女子大学<br>教授　　桜沢　隆哉　氏<br><br>東京高裁平成27年6月16日判決（平26（ネ）6404号、平27（ネ）938号）<br>静岡地裁浜松支部平成26年11月12日判決（平26（ワ）127号） | ＜保険契約締結の有効性＞<br>原契約から２度の転換によって締結された保険契約について、原契約締結時に未成年であり、転換時にはすでに成人していた保険契約者兼被保険者であった原告が、そのすべての保険契約の無効を主張し、保険料全額を不当利得として返還請求したところ、原契約については未成年者の親権者が締結したものであって有効であるが、転換契約時には原告に面談して契約の締結を行っていないことから無効（当事者に争いがない）とし、原契約が継続しているとして転換後契約の返還すべき保険料と原契約の保険料を相殺して返還することを認めた事例 |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 2023年９月８日<br>香川大学<br>教授　　溝渕　彰　氏<br><br>東京地裁令和3年12月24日判決（平30（ワ）14893号）<br>文献番号2021WLJPCA12248015 | ＜不払問題への対処時の「見舞金」支払の経営判断の善管注意義務＞<br>いわゆる不払問題への対応に際して、「平成13年度から平成17年度までの間にすでに保険金等を支払った案件につき更なる請求勧奨を実施するにあたり、上記対象年度が医療機関におけるカルテ保存の法定期間を超えて遡ることから、契約者等が請求書類を完備することが困難な場合があることを想定し、緩和した取扱基準に基づき見舞金を支払う制度」を設けて、180件の見舞金の支払を行ったことが、保険会社の役員であった被告らの任務懈怠であるかについて、見舞金制度を導入した目的は契約者保護にあり、その顧客の利益が不当に害されないようにするという観点からみて著しく不合理であるとはいえず、その見舞金額が「日額×10」を上限とし、実際にも180件の支払いにとどまっているから、その目的達成の手段としても著しく不合理であるとはいい難いし、担当する取締役常務執行役員が制度導入にあたり妥当であるとの弁護士意見を得るなど、決定過程にも不合理な点はないとして、被告役員らについても善管注意義務違反を認めることはできないとした事例。 |
| 5 | 2023年10月13日<br>愛知大学<br>教授　　広瀬　裕樹　氏<br><br>東京地裁令和2年11月27日判決（令3（ワ）7248号）<br>文献番号2020WLJPCA11278011 | ＜告知義務違反の成否＞<br>CT検査の結果、左腎盂尿管の腫瘍を疑われ、経尿道的尿管狭窄拡張術による検査を試みたが不能で終わり、開腹手術により組織を採取して検査したうえで治療方針を決定すると説明を受けていた被保険者が、告知時に、睾丸の痛みで受診していること、加齢による血流の低下で経過観察で可といわれたこと、漢方薬のみ処方され症状は軽快又は軽減していること、帯状になっている血管の血流低下で左側睾丸に多く加齢によりよくある症状であると言われた旨を説明したが、検査を受けていることや開腹手術の予定は告知していないことから、告知義務違反があったとした事例。 |
| 6 | 2023年11月10日<br>日本生命法務部（大阪）<br>課長補佐　　稲垣　貴之　氏<br><br>東京高裁令和4年8月3日判決（令3（ネ）1701号）<br>文献番号2022WLJPCA08036001<br>東京地裁令和3年3月29日判決（令1（ワ）15289号）<br>文献番号202103298007 | ＜変更後の受取人の実在性、特定性＞<br>保険契約者兼被保険者が保険金受取人を「甲山C」に変更する手続を行った後に死亡し、「C」として振舞った人物は存在したが、被保険者が結婚していることを装うために被保険者に協力したものにすぎず、「甲山C」が実在の人物ではなく架空人と考えられ、受取人変更は無効とした原審に対して、控訴審において、原判決は適式な判決の言い渡しがされず民訴法306条により取消を免れないとしつつ差し戻す必要はないとして、被保険者が兄の叙勲祝いの席に同行させ、母（変更前の受取人で原告）とともに写真撮影を行っている「C」と名乗る女性に変更する旨の手続きであったとし、「C」を名乗る人物が特定されるに至っていないが、そのことは認定説示を左右しないとして、変更前の受取人の請求を棄却した事例<br>（Westlaw Japanでの匿名化にあたり、控訴審判決の「C」にあたる者が原審判決では「B」と表記されている。） |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | 2023年12月８日<br>住友生命保険金サービス部保険金室<br>主任　　野村　亮介　氏<br><br>東京地裁令和元年12月25日判決（平28（ワ）28986号）<br>文献番号2019WLJPCA12258022 | ＜不慮の事故の存否、一連の事故の一体性＞<br>被保険者が自宅階段（下から1段目）から転倒、落下し、臀部を床に打ち付けた事故（本件事故１）、本件事故１に先立ち２回転倒したことと本件事故１の転倒が一連のものであり、１個の事故ととらえた事故（本件事故２）に基づき、障害給付金の支払いを求め、保険料払込免除事由にあたることから払い込んだ保険料の不当利得返還を求めるとともに、払込免除を受けていることの確認を求め、会社契約である別契約についても、保険料払込免除事由に該当することから払い込んだ保険料の不当利得返還を会社が求めたところ、本件事故１については事故の存在を伺わせる客観的な証拠は一切なく、本件事故２が各転倒と本件事故１の間隔や転倒の態様、転倒に至る経緯が異なることから一連のものととらえることはできず不慮の事故には当たらないとし、不当利得返還請求権の存否とは別に払込免除の確認をしなければならない現在の危険が生じているとは認められないとして確認の訴えはその利益を欠くとした事例 |
| 8 | 2024年１月12日<br>関西大学<br>教授　　笹本　幸祐　氏<br><br>東京地裁令和3年11月26日判決（令3（ワ）7248号）<br>文献番号2021WLJPCA11268027 | ＜精神病による入院の支払事由該当性＞<br>抑うつ状態において常に医師の管理下において治療に専念する絶対的な必要があるのは、⑴著しい抑うつ状態による自殺企図又は切迫した希死念慮、⑵極度の意欲低下、思考障害や緊張状態による食思不振、⑶被刺激性の亢進による他害のリスクが想定されるとし、精神科において入院しなければできない治療は、⑴一般的な治療による改善が乏しい場合に施行される電気けいれん療法、⑵一般的な薬物治療による改善が乏しい場合に用いられる抗精神病薬クロザピンの導入期、⑶著しい食思不振時の経管栄養療法、⑷自殺念慮・被刺激性の亢進が著しい場合の環境調整等に限られるとし、2回の双極性障害による入院の支払事由該当性を認めず、障害等級2級16号に該当する裁定を受けているとしても、障害等級2級に定める「日常生活が著しい制限を受けるものである」ことによる判断ではなく、自宅での治療の困難性、医師の管理下で治療に専念することの必要性の観点によるものであるとして、支払事由該当性を否定した事例 |
| 9 | 2024年２月９日<br>京都産業大学<br>教授　　吉澤　卓哉　氏<br><br>東京地裁令和3年9月1日判決（平31（ワ）7737号）<br>文献番号2021WLJPCA09018008 | ＜企業契約の課税に関する説明義務＞<br>法人を契約者とする養老保険において、死亡保険金受取人を法人とし、満期保険金受取人を会社の役員等にすることにより、保険料の半分を損金とし、残りの半分を被保険者への貸付金または給与として損金計上する契約を締結するにあたって、被告ら（募集人と同席した税理士？）が、20年の保険期間や税務取り扱いの変更可能性などについて説明をしなかったことが不法行為に当たるとして、契約者が解約手続き時の弁護士費用の賠償を求めたところ、不動産業を営む法人の役員の契約内容把握の重要性の理解できるはずであること、被告の一人である募集人が上司を同席させて説明を行い、重要事項説明書にも税務の取り扱いが変更されることがある旨の記載があることから、説明義務違反はなく、当時募集人が勤務する会社ではそのような税務扱いの契約募集を禁止していたことを告げる義務はないとして、賠償責任を否定し、同席したもう一人の被告は税務の説明をしただけとして、説明義務を否定した事例。 |